

1 計画策定に当たって

(1) 計画策定の趣旨

北本市では、昭和53年度に北本市総合振興計画を策定して以来、4次にわたって総合振興計画を策定してきました。

平成23年8月の地方自治法改正により、基本構想の策定義務は廃止されましたが、総合振興計画は、北本市が将来どのようなまちでありたいのか、また、そのためにはどのようなことに取り組んでいかなければならないのかを明らかにし、長期展望を持って総合的かつ計画的に行政運営を行っていくための指針となる重要なものと考え、平成22年4月施行の北本市自治基本条例第11条第1項の規定に基づき、北本市の最上位の計画として策定を継続するものです。

第五次北本市総合振興計画では、人口減少と少子高齢化の進行による年齢構成の変化がもたらす市政運営への影響を念頭に、まちづくりの方向性を検討しました。

今後、老人人口の増加と生産年齢人口の減少という年齢構成の変化や市民のニーズの高度化・多様化に伴い、限られた資源でより効率的に市政を運営すること、市民が実感できる成果を出すことなどが求められます。そこで、めざすまちの姿や目標を具体的に提示することにより、市民と行政がまちづくりの方向性を共有し、達成状況を確認できる計画としました。また、進捗状況の評価結果を予算配分や次年度の取組に反映できる行政評価の考え方を導入し、目標管理型の計画として策定しました。「成長」から「成熟」へと向かい、持続可能なまちづくりを進めています。

(2) 計画の期間と構成

本計画は、基本構想及び基本計画並びに別に定める実施計画で構成します。基本構想及び基本計画については、制度改正や社会状況の変動等により必要が生じた場合は、改訂を行うこととします。

基本構想	総合的かつ計画的な行政運営を図るため、長期的な視点でまちづくりの方向性を定めるものです。 計画期間は、平成28年度から平成37年度までの10年間とします。	期間（年度）										
		28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	
10年												
基本計画	基本構想において定められた政策を実現するため、必要な施策を具体化する計画です。 計画期間は、前期基本計画は平成28年度から平成32年度までの5年間、後期基本計画は平成33年度から平成37年度までの5年間とします。	期間（年度）										
		28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	
前期5年										後期5年		
実施計画	基本計画に示した施策・基本事業を実現するための主要事業について財政状況を踏まえて提示する計画です。 実施計画は、毎年度、向こう3年間を計画期間として、別途策定します。	期間（年度）										
		28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	
3年										3年		
3年										3年		